

「接待の手土産」WEB 品評エントリー利用条件

第1条(条件の適用)

- 本条件は、株式会社ぐるなび(以下「当社」という)が提供する第3条に定めるサービス(以下「本サービス」という)を利用するための条件であり、本条件に同意した上で申込みを行い当社の承諾を得た者(以下「契約者」という)と当社との間に適用される。
- 本条件に基づく、当社と契約者との契約(以下「本契約」という)は、所定的方式により、契約者が当社に対し申込書(以下「本申込書」という)を提出し、これに対し、当社が承諾した時点で成立する。
- 当社と契約者との間で本サービスについて別途契約が締結された場合には、当該契約は本条件と一体として当社と契約者との間に適用されるものとし、当該契約の定めと本条件の定めが相違する場合には、当該契約の定めが本条件の定めにより優先して適用され、当該契約に定めがない事項については本条件の定めが準用されるものとする。

第2条(申し込み手続)

当社は、申込があった場合には審査基準に従って希望者を審査し、審査基準を満たしている場合にはその旨を通知し、当該希望者を契約者とするものとする。審査基準を満たさない場合には希望者にその旨を通知するものとする。なお、利用希望者は審査結果について異議を述べないものとする。

第3条(当社によるサービス)

- 当社は、本サービスとして契約者に対して以下のサービスを提供する。
 - 秘書がウェブサイト上で本商品を品評する会(以下「WEB 品評」という)において、契約者が自己の取り扱う商品(以下「本商品」といい、別途申込書等において定める)をWEB 品評の参加者(以下「参加者」という)に対し以下に掲げる方法により紹介するサービス
・参加者に本商品のメッセージ動画(以下「本動画」という)を閲覧してもらう方法
・参加者に対して試食用の本商品を提供し、これを試食してもらう方法。但し、当社が別途指定した条件を満たした本商品に限る。
 - WEB 品評終了後、参加者の本商品に対する評価等を取り纏めたレポート(以下「本レポート」という)を契約者に提供するサービス
- WEB 品評において本商品が入選した場合、当社は、本サービスの特典として、当社が運営するウェブサイト「接待の手土産」に関連するサイトに契約者及び本商品の情報を掲載することがあります。
- 本サービスの詳細については、当社が決定するものとし、当社は、本サービスの内容を随時自由に見直すことができる。

第4条(料金の支払い)

契約者は、当社に対し、本申込書記載の料金を当社が別途に定める時期、方法により支払う。

第5条(WEB 品評における契約者の責任)

- 契約者は、WEB 品評における本商品(試食用も含む。以下同じ)の食品表示、広告宣伝等の表示内容及び本サービスを利用した本商品の参加者への提供について、参加者に対して一切の責任を負うものとし、当社は責任を負わないものとする。但し、当社の責に帰すべき事由により生じた事故等はこの限りではない。
- 本商品によって参加者その他第三者に食中毒等の事故が発生した場合、契約者はその責任を負うものし、参加者に損害が発生した場合は、自らの責任と費用負担でこれらを解決し、その損害を賠償しなければならず、当社は一切責任を負わない。
- 契約者の行為または本商品に起因し、またはこれに関連して、契約者または当社と参加者その他第三者との間で生じた一切の紛争については、契約者が自己の費用と責任において誠実に対応する。ただし、当社が当該紛争に対応した場合、当社は契約者に対し、当該紛争の解決のために要した費用全額(訴訟費用、弁護士費用等を含むがこれに限られない)を請求することができる。但し、当該紛争が当社の責に帰すべき自由で起因する場合はこの限りではない。

第6条(WEB 品評中止の場合の措置)

契約者および当社いずれの責めにも帰さない事由によりWEB 品評の開催が中止となった場合、本契約は当然に終了する。

第7条(レポートの取扱い)

- 本レポートに関して、当社の保有する著作権その他一切の権利、並びに営業上及び技術上の知見・ノウハウ等は当社に帰属するものとし、契約者による本レポートの利用によって、契約者に移転しないことを双方確認するものとする。
- 本レポートは、契約者自身のサービスの改善・向上を目的とした利用に限るものとし、第三者への提供は禁止するものとする。

第8条(本動画)

契約者は、契約者の責任と負担において、本動画を撮影し、当社が別途指定する方法及び期日までに本動画を当社に提供する。なお、本動画については、当社が別途指定する仕様、形式、条件(データ形式、動画の再生時間等を含むがこれに限られない)に従うものとする。

第9条(契約者情報に関する権利)

- 契約者が当社に提供する自己の企業情報及び本商品にかかる情報(本動画、著作物、商標、商号、ロゴその他契約者から提供された一切の情報を含む。以下「契約者情報」という)の知的財産に関する権利は、契約者又は契約者情報の知的財産に関する権利を有する者に帰属し、契約者は、当社に対し、本サービス提供の目的(第3条第2項の特典を含む。以下同じ)又はこれに関連する当社の事業の範囲内において、当社が、契約者情報につき、複製、翻案、公衆送信等の方法により利用することを無償で許諾する。
- 契約者は、当社に対し、本サービス提供の目的又はこれに関連する当社の事業の範囲内において、当社が、契約者情報の全部又は一部を、当社が認めた法人又は個人の第三者(以下「情報利用者」という)に対して、技術的方法の如何を問わず提供することを許諾し、情報利用者は、独自に作成・公開するデジタル及び/又はアナログの一切の媒体(ウェブサイト、ブログ、メールマガジン、新聞・雑誌その他有償・無償を問わない)において契約者情報を利用できるものとする。
- 契約者は、当社及び情報利用者に対し、知的財産に関する権利(商標権、著作権、著作人格権を含むがこれに限られない。以下同様とする)を行使しない。但し、情報利用者が、予め当社が定めた利用条件又はガイドライン等情報利用者と当社との契約(以下「情報利用条件等」という)に違反して契約者情報を利用し、契約者の権利が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合には、契約者は、当該情報利用者に対して自己の知的財産権その他の権利を行使することができる。

第10条(契約者情報に関する制限及び責任)

- 契約者は、契約者情報に関し、以下の情報(表現も含む、以下も同様とする)を含めてはならないものとする。
 - 参加者その他の第三者が誤認混同を生じるおそれのある情報
 - 事実と異なり、又は真実性が疑わしい情報
 - 第三者の商品・サービスを貶め、又は品位や名誉を傷つけるおそれのある情報
 - 第三者の肖像権、著作権、商標権等他人の権利を侵害するおそれのある情報
 - その他当社が禁止する情報
- 契約者は、当社又は情報利用者による契約者情報の利用が、第三者の著作権、著作人格権、肖像権、商標権、その他の知的財産権又は他のいかなる権利をも侵害しないよう自己の責任と費用負担において当該第三者との間で必要なすべての権利処理を予め完了させるものとする。
- 契約者は、契約者情報について特定商取引に関する法律、景品表示法、商標法、不正競争防止法及び消費者契約法その他の法令を遵守しなければならない。また、契約者は、第三者に対し誤解を生じさせる表示をしてはならず、また不誠実な対応により第三者に迷惑を蒙らせてはならない。
- 当社は、契約者が第1項乃至第3項のいずれかに違反すると判断した場合、契約者に対して契約者情報の変更を求め若しくは自らその削除を行い、又は本サービスの提供を中止することができるものとする。
- 契約者は、契約者情報の内容が事実と合致することその他契約者情報について、一般のインターネット利用者その他の第三者に対し一切の責任を負うものとする。
- 契約者情報に起因し又はこれに関連して、契約者または当社と一般のインターネット利用者その他第三者との間で生じた一切の紛争については、契約者が自己の費用と責任において誠実に対応する。ただし、当社が当該紛争に対応した場合、当社は契約者に対し、当該紛争の解決のために要した費用全額(訴訟費用、弁護士費用等を含むがこれに限られない)を請求することができる。

第11条(第三者の情報利用に関する制限及び責任)

- 契約者情報が当社又は情報利用者の作成・公開した一切の媒体を通じて第三者に公開されたことに起因し又はこれに関連して、契約者と当該第三者との間に生じた一切の紛争については、契約者が自己の費用と責任において対応・解決するものとし、当社を免責するものとする。
- 情報利用者が、情報利用条件等に違反して契約者情報を利用し、契約者又は当社の権利が侵害され、又は侵害されるおそれがあると当社が認めた場合には、当社は、当社所定の方法に従い、当該情報利用者に対して当該違反行為の中止等を求めるものとする。当社が本項に基づく措置を講じたにもかかわらず、情報利用者が、情報利用条件等に違反して契約者情報を利用して契約者の権利を侵害した場合には、当社は、契約者に対してそれ以上の責任を負わないものとする。

第12条(本サービスの停止)

- 当社は、以下各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を予告なく停止することができるものとする。
 - 当社又は通信事業者等の設備の事故、災害、メンテナンス、バージョンアップその他技術的理由により本サービスの提供が不能又は困難な場合
 - 当社の責によらない事由により本サービスの提供が不能又は困難な場合
- 当社は、契約者が本条件に違反した場合には、違反状態が解消されるまでの間、何時でも本サービスの提供を停止することができる。
- 前2項の場合、当社は、契約者に対する債務の遅滞又は不履行から免責されるものとし、これによるいかなる損害も負担しない。また、当社が前2項の定めに基づき、本サービスの提供を停止した場合であっても、当社は、利用料金を払い戻さず、また停止期間中も契約者の利用料金支払義務は発生するものとする。

第13条(秘密保持)

- 契約者は、当社から秘密である旨明示して開示された相手方の業務上の秘密事項を、本契約の終了後といえども、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示・漏洩し、または本サービスの利用の目的以外に使用しないものとする。
- 契約者が本条に違反した結果、第三者又は当社に損害を生じた場合、契約者はその損害を賠償するものとする。

第14条(個人情報)

- 本条件において、「個人情報」とは、「個人情報の保護に関する法律」、個人情報保護委員会が定めるガイドライン(「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」他3編)その他関連する法令(告示、指針等を含み、以下合わせて個人情報保護法等という)に定める情報であって、本件業務の遂行のために当社もしくは契約者から相手方に提供され、または当社もしくは契約者が第三者(個人情報により識別される特定の個人を含む。次項において同じ)から取得するものをいう。なお、個人情報とは、口頭、映像その他書面以外のあらゆる媒体を含み、形式を問わない。
- 当社及び契約者は、本サービスの利用にあたり個人情報取り扱う場合、個人情報保護法等により適切な対応をしなければならない。
- 本条の定めは、本契約終了後も有効に存続する。

第15条(免責)

当社が本サービスの提供義務を履行した場合において、本サービス又はその結果を契約者が利用したことに基づいて契約者に発生し得ないかなる不利益・損害又は得べかりし利益について、当社はこれを保証し、填補するものではない。また、契約者に関連し、又は本サービスに関連する第三者に発生した不利益・損害又は得べかりし利益についても同様とする。

第16条(権利義務の譲渡禁止)

契約者は、当社の事前の書面による承諾なしに、本契約上の地位または本契約から生じる権利もしくは義務を第三者に承継させまたは担保に供してはならない。

第17条(有効期間)

- 本契約の有効期間は、本申込書記載の申込日から本レポートの提供日までとする。
- 終了原因の如何を問わず、本契約の終了時に本契約に基づく未履行の債務がある場合には、当該債務についてはその履行が完了するまで本契約が適用される。

第18条(賠償)

本サービスに起因し又は関連して当社の責に帰すべき事由により契約者が損害を被った場合に、当社が契約者に対し負担する責任は、契約期間中に契約者から当社へ現実支払われた料金の額を限度とするものとする。但し、当社に故意又は重大失があった場合はこの限りではない。

第19条(契約の終了)

- 当社及び契約者は、相手方に対する文書による通知により、相手方への通知の到着日を以て本契約を解除することができる。
- 契約者が以下の各号のいずれか一つに該当した場合は、当社は何らの通知及び催告なくして、本契約を解除することができる。但し、第2号に該当する場合は、相当の催告期間を定めて催告し、当該催告期間内に当該違反行為が是正されないときに限る。
 - 自己の営業を停止したとき
 - 本契約に違反したとき
 - 第三者からのクレームに対し速やかに対処していないと当社が判断したとき
 - 審査基準に適合しないことが事後的に判明したとき、又は申込後に審査基準に適合しなくなったとき
 - 支払いの停止又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、特別調停その他これに類する手続の申し立てがあったとき
 - 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - 合併、事業譲渡又は解散の決議をしたとき
 - 行政当局による注意又は勧告を受けたとき
 - 反社会的勢力に属し又は反社会的勢力との関連性が認められると当社が判断した場合
 - 営業を行うために必要な許認可を有しないときその他法令に及び社会道徳等に反する行為をしたと当社が判断したとき
 - 重大な過失又は背信行為があったとき
 - その他本契約を継続し難い重大な事由が発生したと当社が判断したとき
- 契約者は、前項各号のいずれかに該当する場合、当然に期限の利益を失い、当社に対して負担する一切の金銭債務を直ちに弁済するものとする。第2項の解除は、契約者に対する損害賠償の請求を妨げないものとする。

第20条(精算)

- 前条第1項又は第2項の定めに基づき本契約が終了した場合であっても、当社は、契約者に対し、本申込書記載の料金を請求ことができ、契約者はぐるなびが別途定める方法によりこれを支払うものとする。また、既に当該料金を受領していたときであっても返還しないことができるものとする。

- 前項に定める違約金は、契約者が支払うべき損害賠償額の上限を定めたものではなく、契約者がぐるなびに損害を与えた場合、契約者は、違約金の支払いに加え、ぐるなびに発生した全ての損害を賠償しなければならない。
- 前二項のほか、契約者が本サービスの利用を取りやめる場合において、ぐるなびが別途違約金等を定めているときは、契約者はこれを支払うものとする。

第21条(相殺)

当社は、契約者に対して負担する一切の債務(本契約により生じる債務に限らない)の全部又は一部と、契約者に対して有する一切の債権(本契約により生じる債権に限らない)の全部又は一部とを、その債権債務の弁済期の到来の有無にかかわらず、いつでもこれを対当額において相殺することができる。

第22条(再委託)

当社は、当社の責任において、本サービスにかかる業務の全部又は一部を第三者に委託することができる。

第23条(残存条項)

理由のいかんを問わず本契約が終了した後も、第5条(WEB 品評における契約者の責任)、第7条(レポートの取扱)、第9条(契約者情報に関する権利)、第10条(契約者情報に関する制限及び責任)、第13条(秘密保持)、第14条(個人情報)、第15条(免責)、第16条(権利義務上との禁止)、第18条(賠償)、本条および第25条(管轄裁判所)の定めは、対象事項がすべて消滅するまで有効に存続する。但し、第13条(秘密保持)の定めは、本契約終了後3年間に限る。

第24条(本契約の変更)

当社は、本サービスの内容の追加、変更等によって本契約の内容を変更する必要が生じた場合には、事前に契約者に通知することによって、本契約の内容を変更することができる。

第25条(管轄裁判所)

当事者は、本契約に起因し、又は関連する一切の争訟について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第26条(協議)

本契約に定めのない事項については、または本契約の解釈に疑義が生じたときは、両者誠意をもって協議の上、処理解決する。

最終改定日 2020 年 8 月 4 日